

## 一般競争入札の公告

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構契約事務取扱規程第4条第1項の規定により、患者給食業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

令和8年1月13日

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構  
理事長 島 貫 隆 夫

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形県酒田市あきほ町30番地 日本海総合病院 第一会議室
- (2) 日時 令和8年1月29日（木）午前10時00分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称 患者給食業務
- (2) 調達をする役務の規格等 入札説明書等による。
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 納品場所及び履行場所 山形県酒田市あきほ町30番地 日本海総合病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構契約事務取扱規程第3条第4項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き継ぎ業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県又は酒田市の競争入札参加資格者名簿等に登載されていること。
- (4) 2の（1）の役務の履行において、過去5年以内に一般病床200床以上の病院で当該役務と同種の役務を履行した実績を証明できること。この場合において、現に2の（1）と同種の役務を履行している場合であって、当該役務に係る契約期間が令和8年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものとみなす。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の10に定める基準に適合していること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形県酒田市あきほ町30番地 日本海総合病院 管理課用度係 電話番号0234（31）7161（直通）

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構契約事務取扱規程第29条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、令和8年1月23日（金）午後3時までに一般競争入札参加資格確認申請書を4の契約に関する事務を担当する部局等に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の都合により、入札手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公示は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。